

# 約2,000名のガンを経験された方々と ご家族の声から生まれたガン保険



終身ガン治療保険  
 ガードエックス (Guard X)

## ご契約に際しての重要事項 (契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この「ご契約に際しての重要事項 (契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」は、「ガードエックス」の重要な事項について、「契約概要」と「注意喚起情報」に分類してご説明しています。契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ガードエックス」は、メットライフ生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります**。

■募集代理店

 **MUFG** 三菱UFJ銀行

■引受保険会社

 **MetLife**  
 メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

この保険の引受保険会社はメットライフ生命保険株式会社です。  
 株式会社三菱UFJ銀行は、メットライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

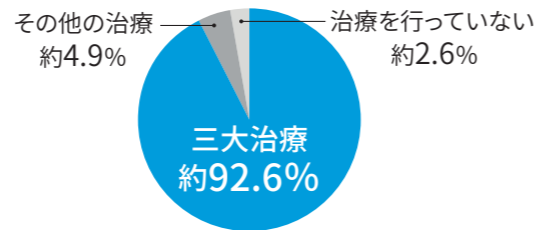
# 「ガードエックス」は、 実際のガン経験者の声に応じてつくられています。

医療技術の進歩や多様な治療方法により、ガンも治せる病気になりつつあります。

## ガンの治療方法は主に3種類です。

「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療」が現代におけるガンの三大治療になっており、これらを効果的に組み合わせる治療方法が主流になっています。ガンの治療で三大治療を受けられた方の割合は、全体の約9割を占めています。

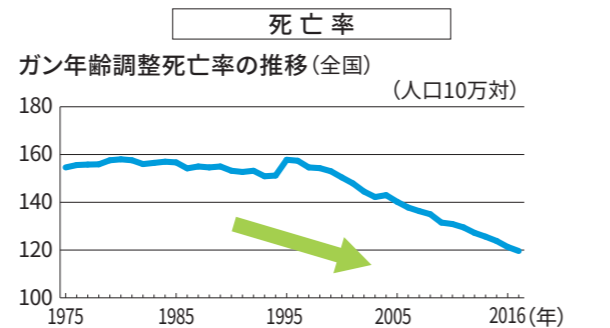
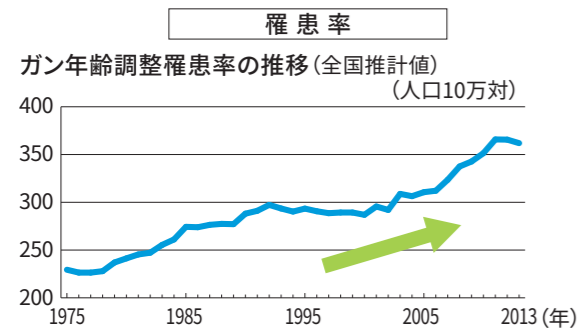
参考 三大治療(手術・放射線治療・抗がん剤治療)の受療率



※初発時のみ。再発時は含みません。  
※2014年11月メットライフ生命調べ (がん罹患患者またはがん罹患経験者6,139名のアンケート結果)  
※百分率(%)の小数点以下第2位を四捨五入

## 罹患率は増える一方、死亡率は減っています。

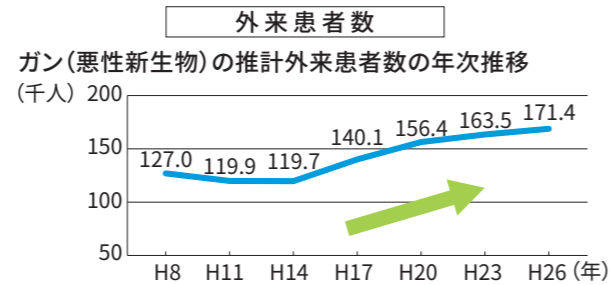
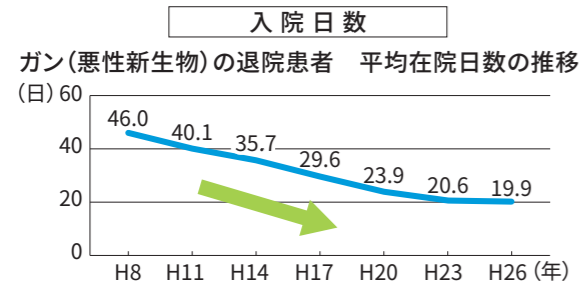
38年間で、ガン罹患率(新たにガンと診断される確率)は大きく上昇しています。一方で、早期発見に加え、医療技術の進歩により、ガンは徐々に治せる病気になってきています。



出典: 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」地域がん登録全国推計によるがん罹患データ(1975年~2013年)より作成  
出典: 国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」人口動態統計によるがん死亡データ(1958年~2016年)より作成  
※年齢調整罹患率: ガンは高齢になるほど罹患率が高くなるため、もし人口構成が基準人口と同じだったら実現されたであろう罹患率のことです(計算上の基準人口は昭和60年モデル人口)。  
※年齢調整死亡率: ガンは高齢になるほど死亡率が高くなるため、もし人口構成が基準人口と同じだったら実現されたであろう死亡率のことです(計算上の基準人口は昭和60年モデル人口)。

## 入院日数が短くなる一方、通院される方は増えています。

年々ガンの平均在院日数は短くなっていますが、治療費はもちろん病院に通院する際の交通費等、経済的な負担が大きくなることもあります。



出典: 厚生労働省「平成26年 患者調査の概況」(退院患者の平均在院日数、年次・傷病大分類)よりデータを抜粋しメットライフ生命でグラフ化  
出典: 厚生労働省「平成26年 患者調査の概況」(推計外来患者数、年次・傷病大分類)よりデータを抜粋しメットライフ生命でグラフ化  
※上記グラフ2点とも平成23年の数値は、宮城県石巻医療圏、気仙沼医療圏および福島県を除いた数値。

## 「ガードエックス」なら

※この保険で「ガン」とは、悪性新生物・上皮内新生物をいいます。

### Point 1

所定のガンの治療を受けたら、一時金をお受け取りいただけます。

ガンの三大治療(所定の「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療」)のいずれかを受けたら、1年に1回を限度に5回まで一時金をお受け取りいただけます(支払限度の型:5回型の場合)。また、最上位の進行度を示す病期<sup>(\*)</sup>と診断され、入院または通院をされたときは、治療方法にかかわらず一時金をお受け取りいただけます。

\*くわしくは [9ページ](#) Q2 および [契約概要 4](#) をご覧ください。  
※給付金等をお支払いできない場合があります。  
くわしくは [契約概要 7](#) をご覧ください。

### Point 2

ガン(悪性新生物)と診断確定されたとき、安心して治療に専念いただけます。

終身ガン保険料払込免除特約(2013)を付加した場合、初めて悪性新生物と診断確定されたときは、以後の保険料の払い込みが免除されます。

※上皮内新生物は対象となりません。  
※契約時のみ付加できます。  
※くわしくは [契約概要 5](#) をご覧ください。

### Point 3

入院の有無にかかわらず、ガン治療のための通院を保障します。

終身ガン通院サポート給付特約を付加した場合、入院の有無にかかわらずガン治療のための通院を保障します。通院にともなう諸費用(交通費、ご家族の食事、お子さまを預けたりする費用等)に対して保障を準備しておくことで、経済的不安を軽減し、治療に専念することができます。

※給付金には支払限度があります。  
くわしくは [契約概要 6](#) をご覧ください。

「ガードエックス」は、  
お客さまのニーズにあわせてご選択いただけます。

ガードエックスの特徴

治療

ガンの三大治療を保障します。

ガンの三大治療（所定の手術、放射線治療、抗がん剤治療）のいずれかを受けられたら**一時金をお受け取りいただけます**。また、最上位の進行度を示す病期と診断された場合、その日以後に入院または通院をしたときは治療方法にかかわらず、**一時金をお受け取りいただけます**。

長期の治療も安心

悪性新生物・上皮内新生物治療給付金はそれぞれ1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算5回までお受け取りいただけます（支払限度の型：5回型の場合）。

健康支援金

5年ごとの所定の基準日にご存命であれば最長90歳まで健康支援給付金をお受け取りいただけます。ガンの再発防止のための定期的な検査費用にもご活用いただけます。  
※主契約に健康支援給付金特則を付加した場合

＋ 上記に加えて、さまざまな特約を付加して保障を充実させることができます。

保険料払込免除

初めて悪性新生物と診断確定されたときは、保険料の払い込みが免除されます。  
※上皮内新生物は対象となりません。

診断

ガン（悪性新生物・上皮内新生物）と診断確定されたら一時金をお受け取りいただけます。

通院

入院の有無にかかわらず、ガン治療のための通院を保障します。

ガン先進医療

ガンの先進医療を保障します。

ホルモン剤治療

所定のホルモン剤治療を受けられたら一時金をお受け取りいただけます。

入院

ガン治療のための長期の入院を手厚く保障します。入院保障に日数の限度はありません。

女性の方へ女性特定ケア

特定のガン手術を受けられたら一時金をお受け取りいただけます。

保障内容例

終身ガン治療保険（支払限度の型：5回型）・健康支援給付金特則・終身ガン保険料払込免除特約（2013）・終身ガン診断給付特約・終身ホルモン剤治療給付特約・終身ガン通院サポート給付特約・終身ガン入院給付特約（2013）・終身女性特定ケア給付特約…保険期間：終身／保険料払込期間：全期払

ガン先進医療給付特約（2013）…保険期間・保険料払込期間：10年（10年ごとに更新）

※支払事由・支払限度等の詳細については [契約概要 4～6](#) または [ご契約のしおり・約款](#) をご確認ください。

保険料については、[11～14ページ](#) をご覧ください。

	給付金名	お支払いするとき	支払限度	主契約の金額／お支払いする金額	
主契約	ガン治療給付金 悪性新生物治療給付金 上皮内新生物治療給付金	悪性新生物の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき <sup>(※1)</sup> ※最上位の進行度を示す病期 <sup>(※2)</sup> と診断された場合は、上記の治療にかかわらず、その日以後に治療を目的として入院または通院をされたとき <a href="#">9ページ</a> Q2	1年に1回を限度に5回まで <sup>(※3)</sup>	1回につき <b>100万円</b>	1回につき <b>50万円</b>
		上皮内新生物の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療を受けられたとき <sup>(※1)</sup>	1年に1回を限度に5回まで <sup>(※3)</sup>	1回につき <b>50万円</b>	1回につき <b>25万円</b>
	健康支援給付金 健康支援給付金特則を付加した場合	5年ごとの健康支援給付金支払基準日 <sup>(※4)</sup> の前日末に生存しているときただし、90歳となる契約当日の翌日以後は健康支援給付金のお支払いはありません	—	5年ごとに <b>5万円</b>	5年ごとに <b>2.5万円</b>

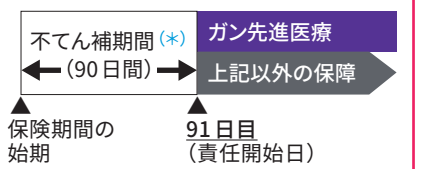
生涯保障  
最長90歳まで

特約		給付金名	お支払いするとき	支払限度	金額
保険料払込免除 終身ガン保険料払込免除特約（2013）		責任開始日以後の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき、約款の定める内容にしたがい以後の保険料（付加されている特約を含みます）のお払い込みは免除されます。 ※上皮内新生物は対象外となります。 ※契約時のみ付加できます。			
診断 終身ガン診断給付特約	ガン診断給付金 悪性新生物診断給付金 上皮内新生物診断給付金	悪性新生物と診断確定されたとき ※2回目以降のお支払いについては、入院も条件となります	2年に1回を限度に何度でも <sup>(※5)</sup>	1回につき	<b>50万円</b>
		上皮内新生物と診断確定されたとき	2年に1回を限度に何度でも <sup>(※5)</sup>	1回につき	<b>25万円</b>
ホルモン剤治療 終身ホルモン剤治療給付特約	ホルモン剤治療給付金	ガンの治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤治療 <sup>(※6)</sup> を受けられたとき <a href="#">9ページ</a> Q4	1年に1回を限度に10回まで	1回につき	<b>10万円</b>
通院 終身ガン通院サポート給付特約	ガン通院サポート給付金	ガンの治療を目的として通院されたとき <sup>(※7)</sup> ただし、診断確定された日以後の通院に限ります	ガン通院サポート給付金支払基準期間（1年）ごとに支払日数60日を限度	1日につき	<b>1万円</b>
入院 終身ガン入院給付特約（2013）	ガン入院給付金 （入院1回につき） 入院日数60日まで	ガンの治療を目的として入院されたとき <sup>(※8)</sup>	—	1日につき	<b>1万円</b>
	ガン長期入院給付金 （入院1回につき） 入院日数61日目から		—	1日につき	<b>2万円</b>
ガン先進医療 ガン先進医療給付特約（2013）	ガン先進医療給付金	ガンを直接の原因として所定の先進医療 <sup>(※9)</sup> による療養を受けたとき	通算支払限度2,000万円	先進医療にかかる技術料と同額	
	ガン先進医療支援給付金	ガン先進医療給付金支払われる療養を受けられたとき	1回の先進医療につき100万円を限度	先進医療にかかる技術料相当額の20%	
女性特定ケア 終身女性特定ケア給付特約	女性特定ケア給付金	ガンの治療を目的として以下のいずれかの所定の手術 <sup>(※11)</sup> を受けられたとき ①乳房観血切除術 ②卵巣観血切除術 ③子宮観血切除術 <a href="#">契約概要 4</a> 「補足説明」	・乳房観血切除術は2回を限度 ・卵巣観血切除術は2回を限度 ・子宮観血切除術は1回を限度	1回につき	<b>30万円</b>
	乳房再建術給付金	女性特定ケア給付金支払われる乳房観血切除術を受けた乳房に対して所定の乳房再建術 <sup>(※11)</sup> を受けられたとき <a href="#">契約概要 4</a> 「補足説明」	女性特定ケア給付金支払われる乳房観血切除術に対して1回を限度	1回につき	<b>30万円</b>

生涯保障  
10年更新<sup>(※10)</sup>  
生涯保障

保障（責任）の開始について

この保険は、保険期間の始期（第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき）の属する日からその日を含めて**91日目（責任開始日）**から保障を開始します。



※不てん補期間とは、ご契約後であっても保障されない期間をいいます。

ご確認ください。

左記主契約・特約について  
責任開始日以後に診断確定されたガン（悪性新生物・上皮内新生物）がお支払いの対象となります。

終身ガン治療保険（主契約）について

- \*1 所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療には、先進医療等支払対象にならない治療があります。
- \*2 最上位の進行度を示す病期については [契約概要 4](#) \*5 をご確認ください。
- \*3 ガン治療給付金の種類が異なる場合には、1年を経過していても支払事由に該当すればそれぞれの治療給付金をお支払いします。
- \*4 契約日から5年ごとの年単位の契約当日となります。

終身ガン診断給付特約について

- \*5 ガン診断給付金の種類が異なる場合には、2年を経過していても支払事由に該当すればそれぞれの診断給付金をお支払いします。

終身ホルモン剤治療給付特約について

- \*6 支払対象にならないホルモン剤治療があります。

終身ガン通院サポート給付特約について

- \*7 同一の日に2回以上通院された場合の取り扱いについては [契約概要 4](#) \*10 をご確認ください。

終身ガン入院給付特約（2013）について

- \*8 1回の入院とみなされる入院について、詳細は [契約概要 4](#) \*11 をご確認ください。

ガン先進医療給付特約（2013）について

- \*9 先進医療の詳細については [契約概要 4](#) 「補足説明」 をご確認ください。
- \*10 10年ごとに更新されます。更新後の特約保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。

終身女性特定ケア給付特約について

- \*11 支払対象にならない手術があります。支払対象となる手術については約款をご覧ください。

ポイント

保障内容例

ネットライフクラブ

お受け取り例  
解約返戻金・死亡保険金

Q & A / 契約後の送付書類

月払保険料表

# ご契約後のサービス MetLife Club

メットライフクラブは、メットライフ生命の保険にご契約されているお客さまを対象として、各種サービスをご提供するものです。



日常をもっと楽しくするお得なレジャー・旅行情報から  
困ったときに頼りになる健康・育児相談等、豊富なメニューでサポートします。

## 優待・割引・特典サービス

ご利用いただける方：契約者、被保険者、登録されたその同居のご家族

- ・会員登録制の優待・割引・特典サービスです。
- ・リゾートメニューから暮らしのサポートまで幅広く対応した充実の福利厚生サービスです。
- ※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。サービスに利用料金が生じる場合は利用者の負担となります。

## 健康生活ダイアル24

無料

ご利用いただける方：被保険者、そのご家族

健康に関する電話相談を24時間年中無休でお受けします。経験豊かなスタッフが電話による健康相談にお応えします。

## 乳がん検診コンシェルジュ

ご利用いただける方：契約者、被保険者、そのご家族

「女性専用フロア」「女性技師の対応」等女性視点で選んだ乳がん検診施設探しから、専用コールセンターによる検診相談・予約手配まで、コンシェルジュがまとめてサポートします。



大きな病気にかかってしまったときのこころの不安や、  
治療法についての疑問等に専門家がお応えします。

## セカンドオピニオンサービス

無料

ご利用いただける方：被保険者

納得できる治療方法を選択するために、総合相談医に今後の治療方針について意見(セカンドオピニオン)を聞くことができます。また、面談でのセカンドオピニオンを受けられた場合、総合相談医の判断によっては優秀専門臨床医を紹介します。

## ベストホスピタルネットワーク／受診手配・紹介サービス

無料

ご利用いただける方：被保険者

主治医のもとでは対応できない等の一定の条件を満たす場合、ベストホスピタルネットワークに登録されている、専門分野の医師が在籍している医療機関での受診・治療を紹介・手配します。

## ガン総合サポートサービス

無料

ご利用いただける方：被保険者

ガンに関するさまざまな質問や相談に応じる総合的なサービスです。

## 糖尿病総合サポートサービス

無料

ご利用いただける方：被保険者

糖尿病で治療中の方、未受診の方、治療を中断されている方等が、適切な治療を受けられるようにサポートするサービスです。

## メンタルヘルスサポートサービス

無料

ご利用いただける方：被保険者

精神的な悩みやこころの問題について、電話や面談によるカウンセリングを受けられるサービスです。

## ガンこころのサポート

無料

ご利用いただける方：被保険者、そのご家族

ガンと診断された場合のショックや不安をメンタルケア専門カウンセラーに電話や面談にてご相談いただけるサービスです。(ガンと診断された被保険者について、ご本人とそのご家族がご利用いただけます。)

## 入院サポートサービス

ご利用いただける方(入院に際してのご利用を対象とします)：契約者、被保険者、そのご家族

入院治療に専念できるようにご家族の生活をサポートするサービスをご紹介します。

- ・家事代行
- ・ベビーシッター
- ・ペットシッター
- ・滞在施設予約

※地域によってはご利用いただけないサービスがあります。サービスに利用料金が生じる場合は利用者の負担となります。

### ご利用にあたっての注意事項

- ※これらのサービスは2017年12月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される場合があります。
- ※これらのサービスはメットライフ生命が提携する各サービス会社が提供します。いずれも保険契約による保障とは異なります。
- ※会員登録制サービスは、ご利用に際して事前に会員登録が必要となります。商品付帯サービスは、ご利用に際して会員登録の必要はありません。
- ※ご利用の際には諸条件があり、ご要望にそえない場合があります。
- ※ご利用者の状況等により、サービスの提供を停止・制限させていただく場合があります。
- ※サービスにより生じた損害・損失についてはメットライフ生命では責任を負いません。
- ※サービスをご利用いただける「ご家族」とは、1親等以内のご家族となります。
- ※サービスについての詳細はメットライフ生命ホームページの「メットライフクラブ」のページにてご確認ください。

# お受け取り例

## 乳ガン治療の事例 45歳女性の場合

加入5年後の50歳のときに乳ガン(悪性新生物 病期:Ⅲ期(TNM分類))と診断確定。7日間入院し手術(乳房観血切除術(\*1))を受けた。退院後は、通院にて放射線治療(\*2)、抗がん剤治療(\*3)、ホルモン剤治療(\*4)を受けた。現在もホルモン剤治療を継続し、治療中。

契約内容

終身ガン治療保険(支払限度の型:5回型) (健康支援給付金特則なし)	100万円
終身ガン保険料払込免除特約(2013)	付加
終身ガン診断給付特約	50万円
終身ホルモン剤治療給付特約	10万円
終身ガン通院サポート給付特約	1万円
終身ガン入院給付特約(2013)	1万円
ガン先進医療給付特約(2013)	付加

治療内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
乳ガンと診断確定	診断	診断				
↓	治療	手術				
7日間入院して、手術(乳房観血切除術(*1))を受けた	入院	入院				
↓	治療	放射線治療				
退院後、通院にて放射線治療(*2)、抗がん剤治療(*3)、ホルモン剤治療(*4)を受けた	治療	抗がん剤治療	抗がん剤治療			
※ホルモン剤治療には検査料を含みます	ホルモン剤治療	ホルモン剤治療	ホルモン剤治療	ホルモン剤治療	ホルモン剤治療	ホルモン剤治療
	通院	通院	通院	通院	通院	通院

※2年目以降の抗がん剤治療・ホルモン剤治療について、前回受けた治療より1年を経過している場合に、給付金をお受け取りいただけます。

## お受け取り金額例

記載はあくまで一例です。個々の事例等により給付内容は異なる場合があります。

給付金名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
診断	2年に1回を限度に何度でも悪性新生物診断給付金 50万円				
治療	1年に1回を限度に5回まで悪性新生物治療給付金 100万円	100万円			
入院	(入院1回につき)入院日数60日までガン入院給付金 7万円				
ホルモン剤治療	1年に1回を限度に10回までホルモン剤治療給付金 10万円	10万円	10万円	10万円	10万円
通院	1年に支払日数60日を限度ガン通院サポート給付金 1万円 × 通院日数	1万円 × 通院日数	1万円 × 通院日数	1万円 × 通院日数	1万円 × 通院日数

保険料払込免除	保険料の払い込みは免除となります
---------	------------------

さらに

**終身女性特定ケア給付特約**をお申し込みの場合、**女性特定ケア給付金**や**乳房再建術給付金**(\*)をお受け取りいただけます。

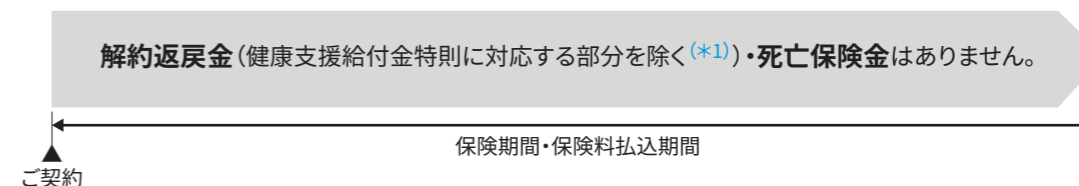
\*乳房再建術を受けた場合

- \*1 公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術を受けられた場合
- \*2 公的医療保険制度の給付対象となる所定の放射線治療を受けられた場合
- \*3 公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤治療を受けられた場合
- \*4 公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤治療を受けられた場合

# 解約返戻金・死亡保険金について

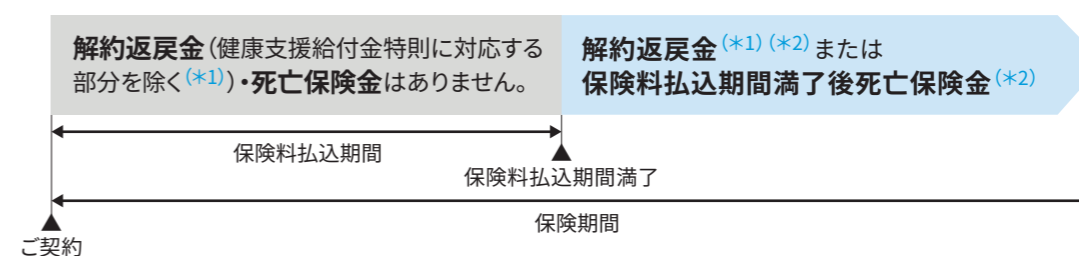
## 全期払

保険期間を通じて解約返戻金(健康支援給付金特則に対応する部分を除く(\*1))・死亡保険金はありません。



## 短期払

- ・保険料払込期間中は解約返戻金(健康支援給付金特則に対応する部分を除く(\*1))・死亡保険金はありません。
- ・主契約の保険料払込済後に解約された場合、解約返戻金(\*1)(\*2)をお受け取りいただけます。
- ・主契約の保険料払込期間満了後に死亡された場合、保険料払込期間満了後死亡保険金(\*2)をお受け取りいただけます。

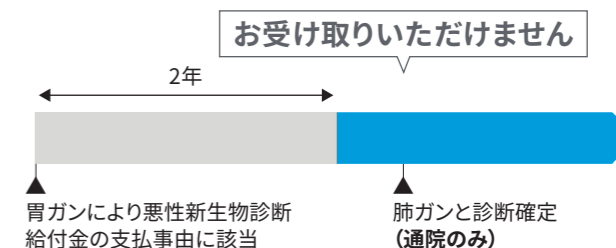


- \*1 主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間等により計算されます。また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。
- \*2 ガン治療給付金額(悪性新生物治療給付金額と同額)の10%相当額となります。
- ※特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。

# 2回目以後の悪性新生物診断給付金のお受け取りについて

## CASE 1

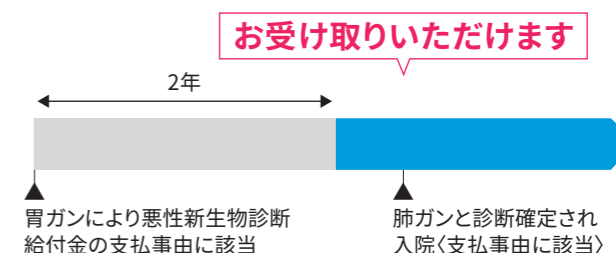
「胃ガン」(悪性新生物)により、初めて悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定されたが、通院による治療のみで入院をされなかったとき



※上記のほか、前回より2年を経過していないときにも、2回目以後の悪性新生物診断給付金をお受け取りいただけません。

## CASE 2

「胃ガン」(悪性新生物)により、初めて悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、「肺ガン」(悪性新生物)と診断確定され、その治療を目的として入院されたとき



※ガン診断給付金(悪性新生物診断給付金・上皮内新生物診断給付金)の種類が異なる場合には、2年を経過していなくても支払事由に該当すればそれぞれの診断給付金をお受け取りいただけます。

# Q&A

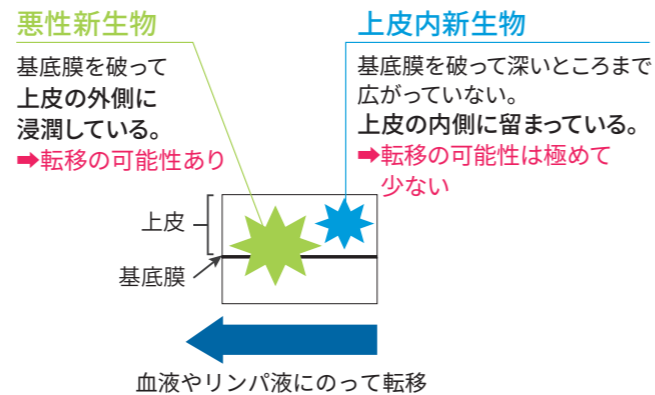
## Q1 悪性新生物と上皮内新生物の違いを教えてください。

### A 悪性新生物

悪性(ガン)細胞が進行し、粘膜の一番下にある**基底膜を破壊した状態**のことをいいます。血液やリンパ液によって、さらには浸潤して**他の臓器に転移**します。

### 上皮内新生物

悪性(ガン)細胞が粘膜の一番上の上皮内に留まり、**基底膜を破壊していない状態**をいいます。自覚症状のないことが多く、手術やレーザー治療を受ければ、**ほとんどの場合、治療することが可能**です。再発の危険性も非常に低いといわれています。



メットライフ生命のガン保険では、**上皮内ガン、非浸潤ガン(非浸潤性乳管ガン、膀胱における乳頭状非浸潤ガン等)、大腸粘膜内ガン等は、上皮内新生物に該当します(悪性新生物に該当しません)。**

## Q2 病期(ステージ)とは?最上位の進行度を示す病期について教えてください。

- 病期とは、ガンの進行度の指標です。進んでいるほど重症度も高いと考えられます。病期にあわせて効果や、体への負担を考慮した治療が選択されます。  
ガンの病期分類の一例として、腫瘍の大きさ、リンパ節転移の有無、遠隔転移の有無により分類された「TNM分類」があります。「TNM分類」をもとに0~Ⅳ期の5つに病期分類され、0期ではガンが小さく留まっている状態であるのに対し、Ⅳ期に進むほどガンが広がっている状態です。
- 最上位の進行度を示す病期とは、上記「TNM分類」のⅣ期等をいいます。

## Q3 三大治療について詳しく教えてください。

- 手術**  
ガンおよびその周辺組織の全部あるいは一部を切り取る治療法です。
- 放射線治療**  
ガンおよびその周辺組織に放射線を照射したり、小さな放射線源をガンの近くに埋め込むことにより、ガンを縮小させたり、消失させる治療法です。
- 抗がん剤治療**  
抗がん剤を点滴や、静脈内注射、内服等の方法で投与することで、ガン細胞の分裂を抑え、ガン細胞にダメージを与える治療法です。

## Q4 ホルモン剤治療って何ですか?

- 乳ガンや前立腺ガン等の女性ホルモンや男性ホルモンがガンの成長に関与しているものに対しては、そのホルモンと拮抗するホルモン(乳ガンには男性ホルモン、前立腺ガンには女性ホルモン)を投与する治療法です。ガンの増殖を抑える効果があり、単独で行われたり、他の治療法と併用されることがあります。

## Q5 ガン等の治療で、医療費が高額になってしまったら?

- 公的医療保険制度の対象(保険診療の対象)となる医療費は、年齢や所得に応じて1~3割(\*)の自己負担となりますが、自己負担額が一定額を超えた場合は、高額療養費制度により還付されます。  
高額療養費制度とは、公的医療保険における制度の一つで、医療機関や薬局の窓口で支払った額が、ひと月あたり(月の初めから終わりまで)で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。

### 1ヵ月の医療費の自己負担限度額(70歳未満) (2015年1月診療分から)

区分	自己負担限度額	多数回該当
市町村民税非課税者等	35,400円	24,600円
標準報酬月額26万円以下	57,600円	44,400円
標準報酬月額28万円~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
標準報酬月額53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
標準報酬月額83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円

※標準報酬月額とは、被保険者が事業主から受け取る毎月の給料等の報酬の月額を、区切りのよい幅で区分けしたもので、健康保険の保険料の額や保険給付の額の計算に使われます。

※その他、世帯合算や限度額適用認定証の交付等、最新の情報や詳細については厚生労働省のホームページをご確認ください。

\*子どもの医療費については、自治体の助成により自己負担が軽減または無料となる場合があります(内容は自治体により異なります。詳細については自治体にお問い合わせください)。

## Q6 この保険に生命保険料控除はありますか?

- はい、あります。お払い込みいただいた保険料は、下記保険料控除の対象になります。

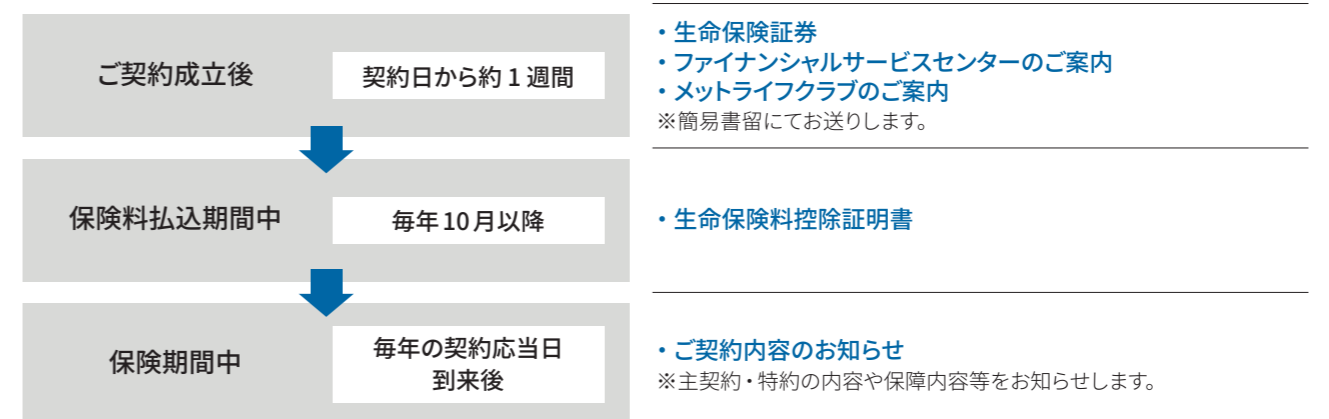
主契約	健康支援給付金特則を付加した場合	一般生命保険料控除
	健康支援給付金特則を付加しない場合	介護医療保険料控除
各種特約		介護医療保険料控除

※上記説明は2017年12月現在の内容であり、将来変更されることがあります。

## ご契約成立後にお送りする書類について

ご契約後は、メットライフ生命から下記の書類・ご案内をお送りいたします。ご契約に関する重要な書類やご案内となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管くださいますようお願いいたします。

※お送りする書類・ご案内は変更になる場合があります。



- 生命保険証券
  - ファイナンシャルサービスセンターのご案内
  - メットライフクラブのご案内
- ※簡易書留にてお送りします。

- 生命保険料控除証明書

- ご契約内容のお知らせ
- ※主契約・特約の内容や保障内容等をお知らせします。

# 月払保険料表

男性

・保険期間：終身  
・保険料払込期間：全期払  
※ガン先進医療給付特約(2013)は、10年更新

保険料払込免除あり

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約				特約				
	終身ガン治療保険(支払限度の型:5回型)				終身ガン診断給付特約	終身ホルモン剤治療給付特約	終身ガン通院サポート給付特約	終身ガン入院給付特約(2013)	ガン先進医療給付特約(2013)
	100万円		50万円		50万円	10万円	1万円	1万円	
	健康支援金あり	健康支援金なし	健康支援金あり	健康支援金なし					
0	1,432	604	716	302	285	24	330	323	99
1	1,450	622	725	311	295	25	330	333	99
2	1,469	640	734	320	306	25	340	343	99
3	1,488	660	744	330	316	25	350	352	99
4	1,509	680	754	340	327	26	370	363	99
5	1,531	701	765	350	339	26	380	374	99
6	1,552	723	776	361	350	27	390	386	99
7	1,575	745	787	372	363	27	400	398	99
8	1,599	768	799	384	377	28	410	412	99
9	1,623	793	811	396	391	29	420	425	99
10	1,651	820	825	410	405	29	430	439	99
11	1,678	846	839	423	421	30	450	455	99
12	1,707	875	853	437	438	30	460	470	99
13	1,737	904	868	452	454	31	470	487	99
14	1,768	935	884	467	473	32	490	504	99
15	1,802	968	901	484	492	32	500	522	99
16	1,836	1,002	918	501	512	33	520	542	99
17	1,873	1,037	936	518	533	34	540	562	99
18	1,912	1,076	956	538	555	35	560	584	99
19	1,952	1,116	976	558	579	36	580	607	99
20	1,996	1,157	998	578	604	37	600	631	99
21	2,039	1,202	1,019	601	630	38	630	656	99
22	2,088	1,249	1,044	624	658	39	650	683	99
23	2,139	1,299	1,069	649	687	40	670	711	99
24	2,194	1,352	1,097	676	718	41	700	741	99
25	2,250	1,409	1,125	704	750	42	720	773	99
26	2,311	1,468	1,155	734	784	44	750	806	100
27	2,373	1,530	1,186	765	820	45	780	841	100
28	2,440	1,595	1,220	797	858	46	810	879	100
29	2,511	1,665	1,255	832	898	48	840	918	100
30	2,585	1,738	1,292	869	940	50	880	958	100
31	2,660	1,814	1,330	907	985	51	920	999	100
32	2,744	1,897	1,372	948	1,032	53	950	1,041	100
33	2,833	1,983	1,416	991	1,081	55	990	1,084	101
34	2,926	2,074	1,463	1,037	1,133	57	1,020	1,132	101
35	3,025	2,172	1,512	1,086	1,189	60	1,060	1,181	101
36	3,119	2,273	1,559	1,136	1,247	62	1,120	1,233	102
37	3,230	2,381	1,615	1,190	1,309	65	1,160	1,290	102
38	3,346	2,495	1,673	1,247	1,373	68	1,210	1,349	102
39	3,467	2,614	1,733	1,307	1,442	70	1,260	1,413	103
40	3,595	2,739	1,797	1,369	1,514	74	1,320	1,480	103
41	3,717	2,872	1,858	1,436	1,591	77	1,380	1,550	104
42	3,860	3,011	1,930	1,505	1,671	81	1,440	1,624	105
43	4,009	3,157	2,004	1,578	1,756	84	1,510	1,703	105
44	4,166	3,311	2,083	1,655	1,845	88	1,570	1,784	106
45	4,329	3,473	2,164	1,736	1,940	93	1,640	1,869	107
46	4,488	3,643	2,244	1,821	2,040	98	1,720	1,958	108
47	4,669	3,820	2,334	1,910	2,146	103	1,790	2,051	109
48	4,858	4,006	2,429	2,003	2,256	109	1,890	2,147	111
49	5,054	4,199	2,527	2,099	2,372	114	1,970	2,248	113
50	5,257	4,399	2,628	2,199	2,494	121	2,060	2,351	114
51	5,451	4,610	2,725	2,305	2,622	128	2,160	2,459	115
52	5,675	4,828	2,837	2,414	2,756	135	2,260	2,568	116
53	5,906	5,056	2,953	2,528	2,895	143	2,360	2,680	118
54	6,143	5,291	3,071	2,645	3,040	152	2,460	2,793	119
55	6,390	5,536	3,195	2,768	3,192	161	2,580	2,908	120
56	6,618	5,784	3,309	2,892	3,350	170	2,700	3,023	122
57	6,875	6,037	3,437	3,018	3,515	180	2,820	3,136	123
58	7,132	6,290	3,566	3,145	3,686	190	2,940	3,250	124
59	7,388	6,543	3,694	3,271	3,864	200	3,060	3,361	126
60	7,640	6,794	3,820	3,397	4,051	210	3,190	3,470	127
61	7,857	7,040	3,928	3,520	4,243	219	3,320	3,590	128
62	8,100	7,279	4,050	3,639	4,437	229	3,450	3,710	129
63	8,336	7,512	4,168	3,756	4,627	239	3,580	3,832	130
64	8,568	7,742	4,284	3,871	4,801	250	3,700	3,956	132
65	8,791	7,967	4,395	3,983	4,951	261	3,830	4,083	133
66	8,967	8,184	4,483	4,092	5,071	272	3,950	4,217	135
67	9,179	8,391	4,589	4,195	5,157	284	4,070	4,353	136
68	9,377	8,588	4,688	4,294	5,217	295	4,180	4,490	137
69	9,558	8,770	4,779	4,385	5,259	307	4,290	4,619	138
70	9,721	8,936	4,860	4,468	5,291	318	4,390	4,737	138
71	9,814	9,088	4,907	4,544	5,320	328	4,480	4,841	139
72	9,982	9,255	4,991	4,627	5,347	339	4,570	4,939	138
73	10,165	9,436	5,082	4,718	5,368	349	4,640	5,042	138
74	10,351	9,624	5,175	4,812	5,386	359	4,700	5,137	137
75	10,517	9,796	5,258	4,898	5,401	369	4,750	5,221	136
76	10,572	9,947	5,286	4,973	5,411	377	4,800	5,294	133
77	10,710	10,081	5,355	5,040	5,419	386	4,830	5,356	131
78	10,832	10,201	5,416	5,100	5,423	393	4,840	5,412	129
79	10,945	10,315	5,472	5,157	5,425	401	4,850	5,463	127
80	11,053	10,428	5,526	5,214	5,425	408	4,850	5,513	125

・ガン先進医療給付特約(2013)は10年ごとに更新されます。更新後の特約保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。  
・月払保険料が最低保険料:1,000円に満たない場合でも、払込方法の変更、主契約・特約等の設計内容の変更等により最低保険料以上にすることでお申し込み

月払保険料が最低保険料:1,000円に満たない場合、お申し込みいただけません。

保険料払込免除なし

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約				特約				
	終身ガン治療保険(支払限度の型:5回型)				終身ガン診断給付特約	終身ホルモン剤治療給付特約	終身ガン通院サポート給付特約	終身ガン入院給付特約(2013)	ガン先進医療給付特約(2013)
	100万円		50万円		50万円	10万円	1万円	1万円	
	健康支援金あり	健康支援金なし	健康支援金あり	健康支援金なし					
0	1,413	593	706	296	277	24	310	318	99
1	1,432	611	716	305	285	24	320	326	99
2	1,449	628	724	314	295	24	320	336	99
3	1,468	646	734	323	305	25	330	346	99
4	1,487	666	743	333	315	25	330	357	99
5	1,507	686	753	343	326	26	340	366	99
6	1,527	706	763	353	337	26	350	377	99
7	1,548	728	774	364	348	27	370	389	99
8	1,571	751	785	375	361	27	380	401	99
9	1,594	774	797	387	374	28	390	415	99
10	1,618	798	809	399	387	28	400	428	99
11	1,644	823	822	411	401	29	410	442	99
12	1,671	850	835	425	415	29	420	457	99
13	1,699	878	849	439	431	30	440	472	99
14	1,728	906	864	453	447	31	450	489	99
15	1,758	937	879	468	464	31	460	506	99
16	1,789	969	894	484	481	32	480	524	99
17	1,823	1,002	911	501	501	33	490	543	99
18	1,858	1,036	929	518	520	34	510	563	99
19	1,895	1,074	947	537	541	34	530	584	99
20	1,933	1,111	966	555	562	35	550	606	99
21	1,973	1,152	986	576	585	36	560	629	99
22	2,017	1,196	1,008	598	608	37	580	654	99
23	2,062	1,241	1,031	620	633	38	600	680	99
24	2,110	1,289	1,055	644	659	39	640	706	99
25	2,160	1,340	1,080	670	686	40	660	735	99
26	2,214	1,393	1,107	696	714	41	680	764	99
27	2,269	1,448	1,134	724	743	43	710	797	99
28	2,328	1,507	1,164	753	774	44	730	829	99
29	2,390	1,568	1,195	784	807	45	760	864	99
30	2,454	1,633	1,227	816	841	47	790	901	99
31	2,519	1,701	1,259	850	876	48	820	936	99
32	2,592	1,771	1,296	885	913	50	850	972	99
33	2,667	1,847	1,333	923	952	51	890	1,010	99
34	2,746	1,926	1,373	963	992	53	930	1,050	99
35	2,830	2,008	1,415	1,004	1,034	55	960	1,093	99
36	2,908	2,096	1,454	1,048	1,078	57	990	1,138	99
37	3,000	2,188	1,500	1,094	1,124	59	1,030	1,186	99
38	3,096	2,281	1,548	1,140	1,172	62	1,070	1,235	99
39	3,196	2,381	1,598	1,190	1,222	64	1,130	1,287	99
40	3,300	2,485	1,650	1,242	1,273	67	1,170	1,343	99
41	3,396	2,594	1,698	1,29					

# 月払保険料表

女性

・保険期間：終身  
 ・保険料払込期間：全期払  
 ※ガン先進医療給付特約(2013)は、10年更新

保険料払込免除あり

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約				特約					
	終身ガン治療保険 (支払限度の型:5回型)				終身ガン診断 給付特約	終身ホルモン剤治療 給付特約	終身ガン通院 サポート給付特約	終身ガン入院 給付特約(2013)	ガン先進医療 給付特約(2013)	終身女性特定ケア 給付特約
	100万円		50万円		50万円	10万円	1万円	1万円		30万円
	健康支援金あり	健康支援金なし	健康支援金あり	健康支援金なし						
0	1,675	842	837	421	282	72	380	255	99	
1	1,706	874	853	437	291	75	390	262	99	
2	1,739	906	869	453	302	78	400	269	99	
3	1,774	940	887	470	312	81	410	276	99	
4	1,809	976	904	488	323	84	420	284	99	
5	1,848	1,014	924	507	334	87	440	292	99	
6	1,887	1,053	943	526	346	90	450	299	99	
7	1,929	1,093	964	546	359	94	460	309	99	
8	1,972	1,135	986	567	372	98	480	318	99	
9	2,015	1,179	1,007	589	386	101	490	327	99	
10	2,063	1,225	1,031	612	401	106	510	338	99	
11	2,111	1,274	1,055	637	415	110	530	349	99	
12	2,162	1,323	1,081	661	431	114	540	361	99	
13	2,215	1,375	1,107	687	448	119	560	371	99	
14	2,270	1,430	1,135	715	466	124	580	385	99	
15	2,328	1,486	1,164	743	484	130	600	397	99	293
16	2,387	1,544	1,193	772	503	135	630	412	99	302
17	2,449	1,607	1,224	803	523	141	650	426	99	312
18	2,514	1,670	1,257	835	544	147	670	441	99	321
19	2,581	1,736	1,290	868	566	154	690	458	100	330
20	2,650	1,804	1,325	902	589	160	710	474	100	340
21	2,717	1,875	1,358	937	613	168	740	493	100	350
22	2,796	1,951	1,398	975	639	175	760	511	100	360
23	2,881	2,031	1,440	1,015	665	183	790	532	101	370
24	2,965	2,115	1,482	1,057	692	192	820	553	101	380
25	3,054	2,200	1,527	1,100	721	200	850	575	102	390
26	3,131	2,290	1,565	1,145	750	210	880	598	102	400
27	3,228	2,381	1,614	1,190	781	220	910	623	103	410
28	3,325	2,474	1,662	1,237	814	230	940	649	103	419
29	3,424	2,569	1,712	1,284	846	241	980	676	104	428
30	3,523	2,664	1,761	1,332	879	252	1,000	703	105	437
31	3,602	2,762	1,801	1,381	913	264	1,030	730	105	444
32	3,707	2,859	1,853	1,429	948	276	1,070	756	106	452
33	3,809	2,957	1,904	1,478	982	288	1,110	784	107	459
34	3,910	3,054	1,955	1,527	1,017	301	1,150	813	108	464
35	4,013	3,153	2,006	1,576	1,052	314	1,190	841	109	470
36	4,091	3,252	2,045	1,626	1,088	328	1,230	873	111	475
37	4,199	3,353	2,099	1,676	1,125	341	1,270	903	112	480
38	4,305	3,454	2,152	1,727	1,162	354	1,300	935	112	484
39	4,415	3,559	2,207	1,779	1,199	367	1,350	967	113	488
40	4,523	3,663	2,261	1,831	1,238	379	1,390	1,000	114	492
41	4,603	3,769	2,301	1,884	1,277	391	1,420	1,033	115	495
42	4,714	3,874	2,357	1,937	1,316	402	1,460	1,068	116	498
43	4,825	3,979	2,412	1,989	1,355	411	1,490	1,101	116	500
44	4,936	4,085	2,468	2,042	1,395	419	1,520	1,135	117	502
45	5,048	4,193	2,524	2,096	1,433	426	1,550	1,169	118	503
46	5,127	4,302	2,563	2,151	1,472	431	1,580	1,202	118	504
47	5,245	4,415	2,622	2,207	1,510	435	1,620	1,235	119	504
48	5,365	4,528	2,682	2,264	1,548	439	1,640	1,269	119	504
49	5,487	4,646	2,743	2,323	1,586	441	1,660	1,301	120	503
50	5,613	4,766	2,806	2,383	1,625	443	1,690	1,335	120	502
51	5,698	4,890	2,849	2,445	1,663	445	1,710	1,367	120	500
52	5,830	5,014	2,915	2,507	1,703	447	1,740	1,401	120	497
53	5,963	5,141	2,981	2,570	1,745	450	1,760	1,435	121	493
54	6,098	5,271	3,049	2,635	1,787	454	1,790	1,470	121	489
55	6,232	5,400	3,116	2,700	1,832	458	1,810	1,506	121	484
56	6,313	5,526	3,156	2,763	1,879	464	1,840	1,542	121	480
57	6,440	5,644	3,220	2,822	1,928	470	1,870	1,578	121	475
58	6,552	5,750	3,276	2,875	1,980	477	1,890	1,614	121	471
59	6,650	5,842	3,325	2,921	2,035	483	1,910	1,651	121	468
60	6,728	5,915	3,364	2,957	2,093	489	1,930	1,686	120	464
61	6,729	5,972	3,364	2,986	2,155	494	1,950	1,729	120	462
62	6,793	6,027	3,396	3,013	2,218	496	1,970	1,770	120	461
63	6,845	6,071	3,422	3,035	2,280	496	1,980	1,812	120	460
64	6,885	6,105	3,442	3,052	2,336	493	2,000	1,856	120	460
65	6,919	6,133	3,459	3,066	2,383	486	2,010	1,900	120	460
66	6,872	6,158	3,436	3,079	2,419	475	2,020	1,945	120	461
67	6,910	6,186	3,455	3,093	2,443	460	2,030	1,990	120	461
68	6,947	6,213	3,473	3,106	2,457	441	2,030	2,034	120	461
69	6,986	6,245	3,493	3,122	2,465	417	2,040	2,075	120	461
70	7,024	6,276	3,512	3,138	2,468	390	2,040	2,110	120	460
71	6,959	6,307	3,479	3,153	2,469	361	2,030	2,141	119	459
72	6,989	6,325	3,494	3,162	2,469	333	2,020	2,167	119	459
73	7,004	6,329	3,502	3,164	2,468	308	2,010	2,193	119	457
74	7,007	6,322	3,503	3,161	2,466	288	2,000	2,218	118	456
75	7,007	6,312	3,503	3,156	2,463	271	1,990	2,244	118	455
76	6,859	6,301	3,429	3,150	2,458	258	1,980	2,267	118	454
77	6,862	6,289	3,431	3,144	2,453	249	1,960	2,291	117	453
78	6,863	6,277	3,431	3,138	2,447	244	1,940	2,314	116	451
79	6,862	6,263	3,431	3,131	2,441	243	1,930	2,335	116	449
80	6,858	6,248	3,429	3,124	2,434	243	1,910	2,355	115	447

・ガン先進医療給付特約(2013)は10年ごとに更新されます。更新後の特約保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。  
 ・月払保険料が最低保険料:1,000円に満たない場合でも、払込方法の変更、主契約・特約等の設計内容の変更等により最低保険料以上になることでお申し込み

月払保険料が最低保険料:1,000円に満たない場合、お申し込みいただけません。

保険料払込免除なし

(単位:円)

契約年齢(歳)	主契約				特約					
	終身ガン治療保険 (支払限度の型:5回型)				終身ガン診断 給付特約	終身ホルモン剤治療 給付特約	終身ガン通院 サポート給付特約	終身ガン入院 給付特約(2013)	ガン先進医療 給付特約(2013)	終身女性特定ケア 給付特約
	100万円		50万円		50万円	10万円	1万円	1万円		30万円
	健康支援金あり	健康支援金なし	健康支援金あり	健康支援金なし						
0	1,644	823	822	411	271	71	340	249	99	
1	1,673	853	836	426	280	73	350	255	99	
2	1,704	884	852	442	289	76	370	262	99	
3	1,737	915	868	457	298	78	380	269	99	
4	1,770	950	885	475	309	81	390	276	99	
5	1,806	984	903	492	319	84	400	284	99	
6	1,842	1,021	921	510	330	88	410	292	99	
7	1,880	1,059	940	529	341	91	430	299	99	
8	1,920	1,099	960	549	353	94	440	308	99	
9	1,960	1,140	980	570	365	98	450	317	99	
10	2,003	1,182	1,001	591	378	102	470	326	99	
11	2,048	1,226	1,024	613	391	106	480	336	99	
12	2,094	1,273	1,047	636	405	110	500	346	99	
13	2,141	1,320	1,070	660	419	114	510	358	99	
14	2,192	1,370	1,096	685	435	119	530	368	99	
15	2,243	1,421	1,121	710	451	124	550	381	99	280
16	2,295	1,475	1,147	737	467	129	560	393	99	288
17	2,351	1,531	1,175	765	484	134	580	406	99	297
18	2,408	1,587	1,204	793	502	140	600	420	99	305
19	2,467	1,646	1,233	823	521	146	630	434	99	314
20	2,528	1,707	1,264	853	540	152	650	448	99	322
21	2,586	1,770	1,293	885	560	158	670	465	99	330
22	2,656	1,837	1,328	918	581	165	690	482	99	339
23	2,729	1,908	1,364	954	602	172	710	498	99	347
24	2,802	1,981	1,401	990	624	180	740	517	99	356
25	2,877	2,057	1,438	1,028	646	187	760	537	99	364
26	2,942	2,134	1,471	1,067	670	195	790	558	99	373
27	3,025	2,212	1,512	1,106	695	204	810	578	99	381
28	3,107	2,291	1,553	1,145	719	213	840	601	99	388
29	3,190	2,371	1,595	1,185	744	222	880	623	99	395
30	3,273	2,452	1,636							



この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

**「ガードエックス」〈終身ガン治療保険〉は、生涯にわたり、ガンによる所定の治療（所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療）を受けられたときの保障を準備できる保険です。**

正式名称：終身ガン治療保険

## 1 引受保険会社の名称、住所等

- 名称：メットライフ生命保険株式会社
- 住所：東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー
- 電話：0120-880-533（お客さま相談室）
- ホームページ：www.metlife.co.jp

## 2 商品のしくみ

- 責任開始日以後に、診断確定されたガン（悪性新生物・上皮内新生物）による所定の治療（所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療）を一生涯保障します。
- ガンと診断確定された場合や、所定のホルモン剤治療・女性特有のガンによる所定の手術・ガンで先進医療による療養を受けられた場合、およびガン治療を目的として通院や入院をされた場合に、給付金をお受け取りいただけます。（終身ガン診断給付特約・終身ホルモン剤治療給付特約・終身ガン通院サポート給付特約・終身ガン入院給付特約（2013）・ガン先進医療給付特約（2013）・終身女性特定ケア給付特約）
- 主契約に健康支援給付金特則を付加されると、支払事由に該当された場合、健康支援給付金をお受け取りいただけます。  
※契約時のみ付加できます。
- 責任開始日以後の保険期間中に、初めて悪性新生物と診断確定された場合、保険料の払い込みが免除され保障は一生涯継続します。（終身ガン保険料払込免除特約（2013））  
※契約時のみ付加できます。
- 告知をしていただくことによりお申し込みいただけます。医師の診査は不要です。

## しくみ図

### ご契約例

- ・契約年齢・性別：40歳・男性
- ・保険期間・保険料払込期間：終身（ガン先進医療給付特約（2013）は10年ごとの更新）
- ・月払保険料：7,230円  
※ガン先進医療給付特約（2013）の更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率で計算します。
- ・契約内容

主契約	終身ガン治療保険（支払限度の型：5回型） （健康支援給付金特則なし）	100万円
特約	終身ガン保険料払込免除特約（2013）	付加
	終身ガン診断給付特約	50万円
	終身ホルモン剤治療給付特約	10万円
	終身ガン通院サポート給付特約	1万円
	終身ガン入院給付特約（2013）	1万円
	ガン先進医療給付特約（2013）	付加

不てん補期間 90日	主契約	治療	a 悪性新生物治療給付金	1回につき	100万円	生涯保障	
			b 上皮内新生物治療給付金	1回につき	50万円		
	特約	診断	c 悪性新生物診断給付金	1回につき	50万円		
			d 上皮内新生物診断給付金	1回につき	25万円		
	特約	ホルモン剤治療	e ホルモン剤治療給付金	1回につき	10万円		
			通院	f ガン通院サポート給付金	1日につき		1万円
	特約	入院		g ガン入院給付金 （入院1回につき）入院日数60日まで	1日につき		1万円
			h ガン長期入院給付金 （入院1回につき）入院日数61日目から	1日につき	2万円		
	特約	ガン先進医療	i ガン先進医療給付金 先進医療にかかる技術料と同額				10年更新
			j ガン先進医療支援給付金 先進医療にかかる技術料相当額の20%				

保険期間・保険料払込期間

▲ 保険期間の始期 40歳  
▲ 責任開始日

- ※責任開始日以後に診断確定されたガン（悪性新生物・上皮内新生物）がお支払いの対象となります。
- ※上記 a～j の詳細については [契約概要 4](#) をご覧ください。

※保険料等は、お申し込みいただく際に申込書等にてご確認ください。

## 3 ご契約について

保険期間	終身（ガン先進医療給付特約（2013）は10年ごとの更新）			
保険料払込期間／ 契約年齢範囲（被保険者）	全期払・短期払からご選択いただけます。			
	終身	全期払	終身	0歳（生後15日以上）～満80歳
		短期払 （*）	60歳まで	0歳（生後15日以上）～満50歳
			70歳まで	0歳（生後15日以上）～満60歳
* 10年以上の保険料払込期間が必要となります。 ※終身女性特定ケア給付特約の契約年齢範囲は満15歳からです。				
保険料	最低保険料	全期払の場合：1,000円 短期払の場合：2,500円 ※特約保険料をすべて含めた金額		
	保険料払込方法	月払・半年払・年払（*） * 保険料の前納については、初年度を含め10年分（前納回数9回）まで取り扱います。 ただし、短期払の新契約時に限り、20年までの全期前納を取り扱います。 ガン先進医療給付特約（2013）を付加した場合、特約の保険期間の範囲内で前納を取り扱います。		
保険料	保険料払込経路	口座振替扱・クレジットカード扱		
給付金額	終身ガン治療保険〈主契約〉	最低 30万円（5万円単位）		
	終身ガン診断給付特約	最低 50万円（5万円単位）		
	終身ホルモン剤治療給付特約	最低 10万円（5万円単位）		
	終身ガン通院サポート給付特約	最低 3,000円（1,000円単位）		
	終身ガン入院給付特約（2013）	最低 1,000円（1,000円単位）		
	終身女性特定ケア給付特約	最低 10万円（5万円単位）		
保障（責任）の開始 （不てん補期間）	保険期間の始期（第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき） の属する日からその日を含めて91日目（責任開始日）より保障を開始します。			
契約日	月払の場合：保険期間の始期の属する月の翌月1日 半年払・年払の場合：保険期間の始期の属する日 （保険料クレジットカード払特約を付加した場合は保険期間の始期の属する月の翌月1日） ※口座振替扱で月払の場合、契約日が翌月1日となることで被保険者が誕生日をむかえ契約年齢が1歳上になるときに、保険期間の始期の属する日を契約日とすることができます（始期指定）。なお、口座振替扱で半年払・年払の場合やクレジットカード扱の場合には、始期指定の取り扱いはありません。			

被保険者	原則として、契約者本人、契約者の配偶者または契約者の2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※ただし、お申し込みの形態によっては、お引き受けできないことやお申し込み金額を制限させていただくことがあります。 (例) 被保険者に配偶者、子または親のいずれかがいるにもかかわらず、被保険者の兄弟が契約者となっている場合
死亡保険金受取人 <b>(短期払のみ)</b>	原則として、被保険者の配偶者、子または2親等以内の血族の方からご指定ください。 ※被保険者の2親等以内の血族の方を指定できるのは、被保険者の配偶者・子がいらない場合に限りです。

### ご契約引き受けの注意事項

- 現在入院中の方のご契約は、お引き受けできません。
- 既往症、職業その他によってはご契約をお引き受けできない場合があります。
- 現在ご加入いただいているご契約の給付金額等を考慮したうえで、ご契約をお引き受けできない場合やお引き受けできる給付金額等がお申し込み金額を下回る場合があります。

### ガン先進医療給付特約(2013)の付加について

- すでに、メットライフ生命の各種先進医療給付の特約付きの保険にご契約いただいている場合には、重複して先進医療給付の特約付きの保険にお申し込みいただくことはできません。

### ガン先進医療給付特約(2013)の更新等について

特約保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨のお申し出のない限り、健康状態にかかわらず更新されます(告知書の提出は不要です)。

- 短期払の場合、更新は主契約の保険料払込期間満了までの取り扱いとなりますが、「主契約の保険料払込期間満了後の保障継続に関する特則」を付加し適用することにより、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に、無告知でガン先進医療給付特約(2013)を再付加し、ガンにかかわる先進医療に関する保障を継続させることができます(特約保険料は原則年払にてお払い込みいただきます)。この特則を付加した場合であっても、主契約の保険料払込期間中にガン先進医療給付特約(2013)が解約等の理由により消滅した場合は、この特則は消滅します。
- 更新後および再付加後の特約保険料は、その時点の被保険者の年齢および保険料率で計算します。
- 更新時および再付加時にメットライフ生命がこの特約を取り扱っていない場合等は、更新および再付加されません。
- 支払限度等の規定は、更新前後および再付加前後の保険期間を継続した特約保険期間とみなして適用します。

## 4 保障内容について

- 各給付金等は、責任開始日以後に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。なお、特約については、ご契約された特約のみお支払対象となります。

主契約・特約名	給付金等の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人	
終身ガン治療保険 (主契約)	ガン治療給付金	a 悪性新生物治療給付金	責任開始日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として下記①②のいずれかに該当されたとき ①公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術(*1)、放射線治療(*2)、または抗がん剤治療(*3)を受けられたとき(*4) ②最上位の進行度を示す病期(*5)と診断され、その日以後に入院または通院をされたとき	ガン治療給付金額	ガン治療給付金受取人
		b 上皮内新生物治療給付金	責任開始日以後に、診断確定された上皮内新生物の治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定の手術、放射線治療(*2)、または抗がん剤治療(*3)を受けられたとき(*4)	ガン治療給付金額の50%	
	保険料払込期間満了後死亡保険金 (短期払のみの保障)	保険料払込期間満了の日の翌日以後に死亡されたとき(*6)	ガン治療給付金額の10%	死亡保険金受取人	
健康支援給付金特則	健康支援給付金	健康支援給付金支払基準日(*7)の前日末に生存しているとき ただし、90歳となる契約当日の翌日以後は健康支援給付金のお支払いはありません	ガン治療給付金額の5%	契約者	
終身ガン診断給付特約	ガン診断給付金	c 悪性新生物診断給付金	初回：責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき 2回目以後：前回の支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院を開始されたとき	ガン診断給付金額	ガン治療給付金受取人
		d 上皮内新生物診断給付金	初回：責任開始日以後に、責任開始日前を含めて初めて上皮内新生物と診断確定されたとき 2回目以後：前回の支払事由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、上皮内新生物と診断確定されたとき	ガン診断給付金額の50%	

主契約・特約名	給付金等の種類	お支払いするとき(支払事由)	お支払いする金額	受取人
終身ホルモン剤治療給付特約	e ホルモン剤治療給付金	責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として公的医療保険制度の給付対象となる所定のホルモン剤治療(*8)を受けられたとき	ホルモン剤治療給付金額	ガン治療給付金受取人
終身ガン通院サポート給付特約	f ガン通院サポート給付金	責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として通院(*9)されたとき(*10) ただし、診断確定された日以後の通院に限ります	ガン通院サポート給付金日額×通院日数	
終身ガン入院給付特約(2013)	g ガン入院給付金	[(入院1回につき)入院日数60日まで] 責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として入院(*11)されたとき	ガン入院給付金日額×入院日数(60日限度)	
	h ガン長期入院給付金	[(入院1回につき)入院日数61日目から] 責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として入院(*11)されたとき	ガン入院給付金日額×2×(入院日数-60日)	
ガン先進医療給付特約(2013)	i ガン先進医療給付金	責任開始日以後に、診断確定されたガンを直接の原因として、所定の先進医療(*12)による療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料(*13)と同額	
	j ガン先進医療支援給付金	ガン先進医療給付金が支払われる療養を受けられたとき	先進医療にかかる技術料相当額×20%	
終身女性特定ケア給付特約	女性特定ケア給付金	責任開始日以後に、診断確定されたガンの治療を目的として以下のいずれかの所定の手術(*14)を受けられたとき ①乳房観血切除術 ②卵巣観血切除術 ③子宮観血切除術	女性特定ケア給付金額	
	乳房再建術給付金	責任開始日以後に、女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術を受けられた乳房に対して所定の乳房再建術(*14)を受けられたとき	女性特定ケア給付金額	

- \*1 悪性新生物治療給付金における手術には造血幹細胞移植が含まれます。
- \*2 放射線治療には電磁波温熱療法が含まれます。なお、血液照射は除きます。
- \*3 抗がん剤治療にはホルモン剤治療は含まれません。
- \*4 所定の手術、放射線治療、または抗がん剤治療には、先進医療等支払対象にならない治療があります。
- \*5 最上位の進行度を示す病期とは、例えば、胃ガン・乳ガンの場合はTNM分類のⅣ期、悪性リンパ腫の場合はAnn Arbor分類のⅣ期、慢性リンパ性白血病の場合はRai分類のⅣ期およびBinet分類のC期等をいいます。なお、病期分類がないガンの種類は②に該当しません。詳細は約款をご確認ください。
- \*6 保険料払込期間が終身以外の有期で定められている場合に保障するものです。保険料払込期間が終身の場合は、保険料払込期間満了後死亡保険金はありせん。
- \*7 契約日から5年ごとの年単位の契約応当日となります。
- \*8 支払対象にならないホルモン剤治療があります。
- \*9 通院とは、医師による治療が必要なため、病院または診療所における外来または往診により、治療を受けることをいいます。  
治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入・受け取りのみの通院は該当しません。

- \*10 被保険者が同一の日に2回以上ガン通院サポート給付金の支払事由に該当する通院をした場合は、1回の通院とみなして取り扱い、ガン通院サポート給付金は重複してお支払いしません。
- \*11 ガン入院給付金またはガン長期入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合には、それらの入院が同一のガンによるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金またはガン長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなし、入院日数が60日まではガン入院給付金をお支払いします。
- \*12 先進医療の保障は、医療行為や医療機関および適応症等によっては給付対象とならないことがありますのでご注意ください。
- \*13 先進医療の技術料以外の診察料、検査料、投薬料、入院料等は、お支払いの対象とはなりません。
- \*14 レーザー蒸散術等、支払対象にならない手術があります。支払対象となる手術については約款をご確認ください。  
※お支払い対象となるガンについては、**ご契約のしおり・約款** をご覧ください。  
※この保険に高度障害保険金はありせん。

### 健康支援給付金特則を付加された契約について

- 健康支援給付金特則が付加される場合の主契約保険料は、この特則が付加されている場合の保険料率を適用しますので、付加しない場合の主契約保険料に比べ、高くなります。
- 健康支援給付金特則は主契約の締結の際にのみ付加できます。保険期間中の特則の中途付加および特則のみの解約はお取り扱いできません。

### 補足説明

公的医療保険制度	健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
先進医療	公的医療保険制度に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度に定める療養の給付に関する規定において給付対象となっている療養や、承認取消等の理由により、先進医療ではなくなっている療養は除きます。 ※先進医療を受けるには適応症等の要件があります。また、医師が必要性と合理性を認めた場合に行われます。 ※先進医療を実施している医療機関は限定されています。 ※最新の情報は厚生労働省のホームページをご覧ください。
療養	診察、薬剤または治療材料の支給および処置、手術その他の治療をいいます。また、「評価療養」とは、将来的に、公的医療保険制度における保険給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養をいいます。
乳房観血切除術	乳房の皮膚全層および皮下組織を合わせて切開し、病変部の乳腺組織を摘出または切除する観血手術をいいます(乳腺腫瘍摘出術を含みます)。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
卵巣観血切除術	一卵巣または両卵巣の全体もしくは一部を摘出または切除する観血手術をいいます。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。
子宮観血切除術	子宮について全部もしくは一部を摘出または切除する観血手術をいいます(したがってレーザー蒸散術、光線力学療法等、切除を伴わない手術は含まれません)。ただし、診断および生検等の検査のための手術を除きます。

## 5 保険料払込免除について

- 終身ガン保険料払込免除特約（2013）を付加された場合、責任開始日以後の保険期間中に、責任開始日前を含めて初めて悪性新生物と診断確定されたとき、約款の定める内容にしたがい以後の保険料（付加されている特約を含みます）のお払い込みは免除されます。

※ 上皮内新生物は対象外となります。

※ 契約時のみ付加できます。

※ 主契約および特約の保険料は、この特約が付加されている場合の保険料率を使用しますので、付加しない場合の保険料に比べ高くなります。

## 6 給付金等の支払限度について

悪性新生物 治療給付金	支払限度の型 <b>5回型</b> の場合 1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算5回まで <b>(※1)</b>	*1 ガン治療給付金の種類が異なる場合には、1年を経過していなくても支払事由に該当すればそれぞれの治療給付金をお支払いします。
	支払限度の型 <b>10回型</b> の場合 1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算10回まで <b>(※1)</b>	
上皮内新生物 治療給付金	支払限度の型 <b>5回型</b> の場合 1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算5回まで <b>(※1)</b>	
	支払限度の型 <b>10回型</b> の場合 1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算10回まで <b>(※1)</b>	
悪性新生物 診断給付金	2年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに何度でも <b>(※2)</b>	*2 ガン診断給付金の種類が異なる場合には、2年を経過していなくても支払事由に該当すればそれぞれの診断給付金をお支払いします。
上皮内新生物 診断給付金	2年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに何度でも <b>(※2)</b>	
ホルモン剤治療 給付金	1年に1回を限度に、支払事由に該当するたびに通算10回まで	—

ガン通院サポート 給付金	ガン通院サポート給付金支払基準期間 <b>(※3)</b> ごとに、支払日数60日を限度 (通算支払限度なし)	*3 ガン通院サポート給付金支払基準期間は、支払限度基準日（主契約の年単位の契約応当日。この特約を保険期間の途中で付加した場合は、この特約の保険期間の始期の属する日の年単位の応当日）からその直後に到来する支払限度基準日の前日までの期間です。 なお、初回のガン通院サポート給付金支払基準期間については、契約日（この特約を保険期間の途中で付加した場合は、この特約の保険期間の始期の属する日）からその直後に到来する支払限度基準日の前日までの期間です。
ガン入院給付金 <b>(※4)</b>	(通算支払限度なし)	*4 ガン入院給付金またはガン長期入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上された場合には、それらの入院が同一のガンによるものであるか否かにかかわらず、1回の入院とみなします。ただし、ガン入院給付金またはガン長期入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなし、入院日数が60日まではガン入院給付金をお支払いします。
ガン長期入院 給付金 <b>(※4)</b>		
ガン先進医療 給付金 <b>(※5)</b>	通算支払限度 2,000万円	*5 ガン先進医療給付金、ガン先進医療支援給付金の支払限度は、ガン先進医療給付特約（2013）の更新前後の保険期間を継続した特約保険期間とみなして適用します。また、主契約の保険料払込期間満了日の翌日にガン先進医療給付特約（2013）を再付加した場合も、再付加前後の保険期間を継続した特約保険期間とみなして適用します。  *6 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療とみなします。
ガン先進医療 支援給付金 <b>(※5)</b>	1回の先進医療 <b>(※6)</b> につき100万円を限度	
女性特定ケア 給付金	・乳房観血切除術は2回を限度 ・卵巣観血切除術は2回を限度 ・子宮観血切除術は1回を限度	—
乳房再建術 給付金	女性特定ケア給付金が支払われる乳房観血切除術に対して1回を限度	—

### ご契約の消滅について

- **主契約の保険料払込期間中に、主契約の悪性新生物治療給付金・上皮内新生物治療給付金のいずれもが通算支払限度に達した場合、主契約とともに特約も消滅します。**
- ホルモン剤治療給付金の支払回数が10回に達した場合、終身ホルモン剤治療給付特約は消滅します。
- ガン先進医療給付金の支払額が通算支払限度に達したとき、ガン先進医療給付特約（2013）は消滅します。
- 女性特定ケア給付金・乳房再建術給付金の支払回数がいずれも通算支払限度に達したとき、終身女性特定ケア給付特約は消滅します。

## 7 給付金等をお支払いできない場合について

- 支払事由に該当しない場合や免責事由に該当する場合には、給付金等をお支払いできません。

支払事由に 該当しない場合の例	<p>次の場合は、主契約・特約ともに支払事由に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>責任開始日前にガンと診断確定されていた場合。 (その事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効となります。)</li> <li>いわゆる「前ガン状態」の疾病(白板症等ガンの診断確定には至っていない状態)の場合。</li> </ul> <p>次の場合は、主契約の支払事由(*)には該当しませんが、特約の支払事由に該当する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進医療による療養の場合。</li> <li>ホルモン剤による治療の場合。</li> </ul> <p>次の場合は、悪性新生物ではなく上皮内新生物に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大腸ガンによく見られる、深達度がm(ガンが粘膜内にとどまっている状態)の場合。</li> </ul>
免責事由に 該当する場合の例	<p>(保険料払込期間満了後死亡保険金がある場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約者または死亡保険金受取人の故意による死亡の場合。</li> </ul>

\* [契約概要 4](#) の悪性新生物治療給付金の支払事由①および上皮内新生物治療給付金の支払事由

※その他にも給付金等をお支払いできない場合があります。

くわしくは「ご契約のしおり」の「保険金・給付金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

## 8 責任開始日前のガン診断確定による無効について

- 被保険者が責任開始日の前日までにガンと診断確定されていた場合は、契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかにかかわらずご契約は無効になります。この場合、すでに払い込まれた保険料は契約者にお返しします。ただし、告知以前に被保険者がガンと診断確定されていた事実を、契約者、被保険者のいずれか一人でも知っていたときはお返ししません。

## 9 付加できる主な特約について

終身ガン保険料払込免除特約(2013)	保障内容等については <a href="#">契約概要 5</a> をご覧ください。
終身ガン診断給付特約 終身ホルモン剤治療給付特約 終身ガン通院サポート給付特約 終身ガン入院給付特約(2013) ガン先進医療給付特約(2013) 終身女性特定ケア給付特約	保障内容等については <a href="#">契約概要 4</a> をご覧ください。
給付金代理請求特約	被保険者の同意を得て付加することにより、被保険者が給付金等を請求できない特別な事情がある場合に、被保険者に代わって配偶者等の代理請求人が給付金等を請求することができます。

※くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

## 10 配当金について

- この保険に配当金はありません。

## 11 解約返戻金について

- **主契約は、保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金がありません(ただし、健康支援給付金特則に対応する部分を除きます)。**
  - ・ 全期払のご契約の場合、健康支援給付金特則に対応する部分を除き(\*)、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
  - ・ 短期払のご契約の場合、主契約の保険料払込済後の解約時には、主契約のガン治療給付金額の10%と同額の解約返戻金があります(\*)。
- **下記特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
  - ・ 終身ガン保険料払込免除特約(2013)
  - ・ 終身ガン診断給付特約
  - ・ 終身ホルモン剤治療給付特約
  - ・ 終身ガン通院サポート給付特約
  - ・ 終身ガン入院給付特約(2013)
  - ・ ガン先進医療給付特約(2013)
  - ・ 終身女性特定ケア給付特約

\*主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間等により計算されます。また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。この「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

### 解約返戻金について

- **主契約は、保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金がありません(ただし、健康支援給付金特則に対応する部分を除きます)。**
  - ・ 全期払のご契約の場合、健康支援給付金特則に対応する部分を除き(\*)、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
  - ・ 短期払のご契約の場合、主契約の保険料払込済後の解約時には、主契約のガン治療給付金額の10%と同額の解約返戻金があります(\*)。
- **下記特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
  - ・ 終身ガン保険料払込免除特約(2013)
  - ・ 終身ガン診断給付特約
  - ・ 終身ホルモン剤治療給付特約
  - ・ 終身ガン通院サポート給付特約
  - ・ 終身ガン入院給付特約(2013)
  - ・ ガン先進医療給付特約(2013)
  - ・ 終身女性特定ケア給付特約

\*主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間等により計算されます。また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。

# 1 8日以内であれば、クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）ができます

## 制度の内容

- **申込者または契約者（以下「申込者等」といいます）は、「クーリング・オフ（お申し込みの撤回等）制度を記載した書面（ご契約のしおり）の受領日」と「申込日」の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回等を行うことができます。**

## お申し出方法

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。その書面を下記のメットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターあてにご郵送ください。

送り先 〒130-0012 東京都墨田区太平4-1-3 オリナスタワー  
メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター 行

以上の手続きをとられたとき、申込者等に保険料の全額をお返します。

※お申し込みの撤回等の手続きについて、くわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。

## 適用除外

- 次の場合等にはお申し込みの撤回等を行うことができません。
  - ・ 債務履行の担保のための保険契約である場合

# 2 正しく告知されない場合、ご契約が解除されることがあります

## 告知の重要性

- 告知はご契約をお引き受けするかどうかを決定する重要なものであり、**契約者や被保険者には健康状態等について正しい告知をしていただく義務（告知義務）があります。**

## 告知方法と告知受領権

- 告知は、告知書で行っていただきます。医師による診査がある場合は医師が記録しますので、医師の質問に対しては正確にもれなくお伝えください。医師による診査がない場合は、ご自身で正確に告知してください。告知受領権はメットライフ生命およびメットライフ生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）には告知受領権がなく、生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

## 申込内容や告知内容についての確認

- ご契約のお申し込みの際、ご契約の成立後、または給付金等のご請求時にメットライフ生命の担当者またはメットライフ生命の委託を受けたものがお申込内容や告知内容について確認させていただきますことがあります。

## 過去に傷病歴等がある方へ

- 過去に病気やケガをされたことがある方等も、保険料の割増や保障の一部を制限する等の条件を付けてご契約をお引き受けできる場合があります。また、メットライフ生命では保険料は割増されていますが通常の保険よりも引受範囲を拡大した保険商品を取り扱っています。

## 正しく告知されない場合（告知義務違反）のデメリット

- **告知していただいた内容が事実と違った場合、保険期間の始期の属する日からその日を含めて2年以内であれば、メットライフ生命は告知義務違反としてご契約を解除し、給付金等をお支払いできないことがあります。**たとえご請求が保険期間の始期の属する日からその日を含めて2年経過後であっても、2年以内に給付金等の支払事由が発生していれば、同様にご契約を解除することができます。この場合、お支払いする解約返戻金等があれば契約者にお支払いします。
- 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金等をお支払いできないことがあります。保険期間の始期の属する日からその日を含めて2年経過後であっても詐欺による取り消しとなる場合があります。取り消しとなった場合、払込保険料はお返ししません。
- 現在ご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした「新たな保険契約」に対しても、一般の契約と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、「新たな保険契約」のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記の通り、ご契約の解除・取り消しとなることもありますのでご注意ください。



### 3 保険料の領収または告知のいずれか遅いときから91日目より、保障が開始されます

- お申し込みいただいたご契約をメットライフ生命が承諾した場合には、保険期間の始期（第1回保険料の領収または告知のいずれか遅いとき）の属する日からその日を含めて91日目（責任開始日）から保険契約上の責任を負います。
- 生命保険募集人（三菱UFJ銀行の担当者〈保険販売資格をもつ募集人〉）は、お客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

### 4 給付金等をお支払いできない場合があります

次のような場合には、**給付金等をお支払いできないことがあります。**

- 責任開始日前にガンと診断確定されていたため、ご契約が無効となった場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除された場合
- 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または受取人が暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなく、ご契約が失効した後に支払事由に該当した場合
- ご契約について詐欺行為があり、ご契約が取り消しとなった場合
- 給付金等の不法取得目的を理由にご契約が無効になった場合
- 免責事由に該当した場合

上記に該当する場合でも、解約返戻金等をお支払いできる場合がありますのでお問い合わせください。

ご連絡先   メットライフ生命   ファイナンシャルサービスセンター  
**0120-066-036**（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

### 5 支払事由が生じた場合やその可能性があると思われる場合にはご連絡ください

#### お支払いに関する手続き等

- お客さまからのご請求に応じて給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、請求手続き、給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」やホームページ等にも記載していますので、あわせてご確認ください。
- メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

ご連絡先   メットライフ生命   ファイナンシャルサービスセンター  
**0120-066-036**（月～金 9：00～18：00 年末年始および祝日を除く）

- 給付金等の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、同時に複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。

#### 給付金等の代理請求について

- 給付金代理請求特約を付加されますと被保険者が受取人となる給付金等について、被保険者をご請求できない特別な事情がある場合、被保険者に代わって配偶者等所定の範囲内の親族（代理請求人）が給付金等を請求できます。給付金代理請求特約を付加された場合は代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

## 6 保険料のお払い込みがなく払込猶予期間が過ぎた場合、ご契約は失効します

### ご契約の失効

- 保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内のお払い込みがない場合でも、月払契約の場合は払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払契約の場合は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで払込猶予期間があります。払込猶予期間満了日までに保険料のお払い込みがないと、ご契約は効力を失います（失効）。
- 保険商品によっては、失効されたご契約でも解約返戻金をお支払いできる場合があります。

### ご契約の復活

- ご契約が失効した場合でも、3ヵ月以内であれば契約の復活を請求することができます。ただし、請求に際しては書類提出と延滞保険料等の払い込みが必要で、健康状態等によっては復活できない場合があります。ご契約の復活をメットライフ生命が承諾した場合には、延滞保険料等の領収または告知のいずれか遅いとき（責任開始日より前の場合は責任開始日とします）から、ご契約上の保障が開始されます。
- 復活時の告知についても、[注意喚起情報 2](#) のお申込時の告知と同様の「告知義務」等の注意事項が適用されます。

## 7 保険料払込期間中の解約返戻金はありません

- 生命保険では、お払い込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積み立てられているのではなく、その一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、保険証券作成、維持管理の経費）にあてられます。したがって、解約されますと、解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
  - 解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・性別・経過期間等によって異なります。
  - **この保険の主契約は、保険料払込期間中に解約した場合には解約返戻金がありません（ただし、健康支援給付金特則に対応する部分を除きます）。**
    - ・ 全期払のご契約の場合、健康支援給付金特則に対応する部分を除き（\*）、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
    - ・ 短期払のご契約の場合、主契約の保険料払込済後の解約時には、主契約のガン治療給付金額の10%と同額の解約返戻金があります（\*）。
- \*主契約に健康支援給付金特則を付加した場合、この特則に対応する部分の解約返戻金については、保険料払込期間中は保険料を払い込んだ期間等により計算されます。また、保険料払込済後は経過した期間により計算されます。
- **この保険の下記特約については、保険料払込期間中および保険料払込期間満了後の保険期間を通じて解約返戻金はありません。**
    - ・ 終身ガン保険料払込免除特約（2013）
    - ・ 終身ガン診断給付特約
    - ・ 終身ホルモン剤治療給付特約
    - ・ 終身ガン通院サポート給付特約
    - ・ 終身ガン入院給付特約（2013）
    - ・ ガン先進医療給付特約（2013）
    - ・ 終身女性特定ケア給付特約

## 8

## 生命保険会社が経営破綻した場合等には、給付金額等が削減されることがあります

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- メットライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、契約時の給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構による保険契約者保護の措置において、生命保険会社の経営破綻時における過去5年の予定利率が常に金融庁長官および財務大臣が定める基準利率を超えている契約は、そうでない契約より生命保険契約者保護機構による補償率が低くなる場合があります。

## 9

## この商品は預金ではありません

- **当保険はメットライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません(生命保険契約者保護機構の対象となります)。**

## 10

## 現在の保険契約を解約して新たなお申し込みをする場合、不利益が生じることがあります

現在ご契約中のメットライフ生命または他社の保険契約を解約、減額されることを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている場合は、以下の点にご注意ください。

- 多くの場合、解約返戻金額は、払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- 現在ご契約中の保険契約を解約することで、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約についても告知が必要となります。告知内容によっては、被保険者の健康状態等により新たなご契約をお引き受けできなかったり、告知義務違反等によりご契約が解除・取り消しとなり給付金等をお支払いできない場合があります。

## 11

## 相談窓口についてご確認ください

### メットライフ生命へのお問い合わせ

- 金融機関でお取り扱いする生命保険のご契約内容のご変更、給付金等のご請求等、各種手続きやご契約内容に関するお問い合わせにつきましては、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでご連絡ください。

ご連絡先   メットライフ生命   ファイナンシャルサービスセンター  
**0120-066-036** (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

※郵送での各種お手続きの場合、請求書の受付はメットライフ生命の営業日(月～金、年末年始および祝日を除く)に行います。なお、受付日は、請求書がメットライフ生命に到着した日と異なる場合がありますので、メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンターまでお問い合わせください。

- メットライフ生命の生命保険業務についての質問、相談、ならびに苦情につきましては、メットライフ生命 お客様相談室までご連絡ください。

ご連絡先   メットライフ生命   お客様相談室  
**0120-880-533** (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

### 指定紛争解決機関について

- メットライフ生命が契約している保険業法上の指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。

生命保険協会ホームページ   <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

## 12 税金のお取り扱いについてご確認ください

- 下記内容は、2017年12月現在の税制に基づきメットライフ生命がまとめたものです。最新の情報についてはご自身でご確認ください。税制・解釈の変更等により、下記取り扱いが適用されない場合があります。また、個別具体的な税務の取り扱いについては、関与税理士または所轄の税務署にご相談ください。

保険料の払込時	お払い込みいただいた保険料は、下記保険料控除の対象になります。 終身ガン治療保険(主契約)健康支援給付金特則あり「一般生命保険料控除」 健康支援給付金特則なし「介護医療保険料控除」 各種特約……………「介護医療保険料控除」			
各給付金等の受取時 (健康支援給付金を除く)	受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、非課税となります。			
健康支援給付金の受取時	所得税(一時所得) + 住民税			
解約返戻金の受取時 (保険料払込済後)	所得税(一時所得) + 住民税			
死亡保険金の受取時 (保険料払込期間満了後)	契約形態により税金の種類が異なります。			
	契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
	本人	本人	配偶者または子	相続税
	本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
	本人	配偶者	子	贈与税

## 個人情報に関する重要事項

### 1. 利用目的について

メットライフ生命は、お客様の個人情報(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます)に定める個人番号を除きます)を次の目的のために利用します。これらの目的のほかに利用することはありません。

- ①各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ②関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③メットライフ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④その他保険に関連・付随する業務

メットライフ生命は個人番号を番号法に基づき支払調書等におお客様の個人番号を記載して税務署長に提出する事務においてのみ収集・利用し、利用目的の達成後に個人番号をすみやかに消去します。

### 2. ご同意いただきたいこと

#### ①機微(センシティブ)情報の取得・利用

生命保険業務の適切な運営を確保するために必要な範囲において、健康状態や病歴等の要配慮個人情報を含む機微(センシティブ)情報を取得・利用します。これらの情報については、業務上必要な範囲で、契約者、被保険者、受取人・指定代理請求人等および生命保険募集人(メットライフ生命の代理店を含む)に提供することがあります。

#### ②再保険会社への情報提供

生命保険事業において安定的な業務を行うにあたって、引き受けリスクの適切な分散のために、メットライフ生命は海外を含む再保険会社に保険契約の引き受けを依頼することがあります(再保険会社はメットライフ生命から引き受けた再保険契約を、さらに別の再保険会社に引き受けを依頼することがあります)。再保険会社は、当該保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的として、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか被保険者の氏名、生年月日、性別、保健医療等の個人情報を利用します。また、保険金・給付金等のご請求があった場合は、上記の個人情報のほか受取人等の氏名、住所、戸籍書類等、業務に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

### 3. 外部への提供

メットライフ生命は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を外部に提供することはありません。

- ①あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ②利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(メットライフ生命の代理店を含む)へ委託する場合
- ③利用目的の達成に必要な範囲内において、メットライフグループ各社で共同利用する場合
- ④ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤再保険の手続きをする場合
- ⑥ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ⑦その他法令に根拠がある場合

その他詳細および最新情報はメットライフ生命ホームページ [www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp) に記載しています。

## 契約情報の利用について

### [支払査定時照会制度]

メットライフ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および隣接他業態とともに、保険金等のお支払いまたは保険契約の解除、取り消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を共同して利用しています。

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

MEMO

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## ご契約上の注意

- ・現在入院中の方のご契約は、お引き受けできません。
- ・既往症、職業その他によってはご契約をお引き受けできない場合があります。
- ・現在ご加入いただいているご契約の給付金額等を考慮したうえで、ご契約をお引き受けできない場合やお引き受けできる給付金額等がお申込金額を下回る場合があります。
- ・この保険に配当金はありません。
- ・保険料自動振替貸付の取り扱いは行っておりません。
- ・終身ガン治療保険(主契約)には、保険料払込期間中の死亡保険金はありません。また、保険期間を通じて高度障害保険金はありません。

## 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- ・「ガードエックス」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- ・「ガードエックス」は、**メットライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。**
- ・三菱UFJ銀行は、「ガードエックス」の引受保険会社であるメットライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- ・法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さま、「銀行等保険募集制限先」に該当されるお客さま、事業のための融資をお申し込み中のお客さまへの募集について規制があります。三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先や三菱UFJ銀行への事業のための融資のお申し込みの有無等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

## お支払いに関する手続き等について

お客さまからのご請求に応じて給付金等のお支払いを行う必要がありますので、給付金等の支払事由が生じた場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合等についても、すみやかにメットライフ生命までご連絡ください。また、メットライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、契約者の住所等を変更された場合にも、必ずご連絡ください。

**ご連絡先**      **メットライフ生命 ファイナンシャルサービスセンター**  
**0120-066-036** (月～金 9:00～18:00 年末年始および祝日を除く)

## 生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)について

この保険の生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)はお客さまとメットライフ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してメットライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人(三菱UFJ銀行の担当者<保険販売資格をもつ募集人>)のみが行うことができます。なお、その身分、権限等に関しまして確認をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

**ご連絡先**      **メットライフ生命 お客さま相談室**  
**0120-880-533** (月～金 9:00～17:00 年末年始および祝日を除く)

## ご契約の際には「ご契約のしおり・約款」「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」を必ずご覧ください。

「ご契約のしおり・約款」と当冊子内の「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。特に契約者等の不利益となる事項やリスクについてご理解のうえお申し込みください。また、契約後は大切に保管してください。

(お問い合わせ、ご照会は)

■募集代理店

 **MUFG 株式会社 三菱UFJ銀行**

三菱UFJ銀行コールセンター〔保険〕

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3 等を除く)

<http://www.bk.mufg.jp>

2018年4月現在 (No.05791)

(契約後のご照会は)

■引受保険会社

 **MetLife**  
メットライフ生命

メットライフ生命保険株式会社

〒102-8525 東京都千代田区紀尾井町1-3

東京ガーデンテラス紀尾井町紀尾井タワー

[www.metlife.co.jp](http://www.metlife.co.jp) TEL:0800-1701573

ファイナンシャルサービスセンター

 **0120-066-036**

営業時間:月曜日～金曜日(年末年始および祝日を除く)

9:00～18:00(一部24時間対応)

募1712-0059 C01B-PJ-0001-0005[6] (18.04)

(2018年4月現在)